

東日本大震災にかか 篠山市災害支援対策本部会議次第(第5回)

と き 平成23年4月28日

午後3時00分から

ところ 本庁舎 301

1. 報告事項

(1) 災害支援について

関西広域連合派遣(第6次) 2名(河野克人、西出力矢)

宮城県南三陸町へ派遣 4月22日出発~5月1日帰着

(2) 市内避難者の実態について(4月28日 午前9時現在)

市内への避難者はこれまでに8名(現在も滞在中は4人)

いずれも被災者には該当しない。

(3) 空き家・ホームステイ受け入れについて(4月28日 午前9時現在)

ホームステイ受け入れ先 41件 / 空き家 20件

2. 協議事項

(1) 被災者生活支援一時金等の支援策について……資料

(2) (仮称)東日本大震災復旧復興を支援する市民ネットワークの開催について ……資料

(3) 救援物資の募集・搬送について

(4) 市長被災地訪問について

3. その他

4. 今後の対応(確定分のみ)

関西広域連合派遣 2名 派遣場所:宮城県南三陸町

第7次 4月29日出発~5月8日帰着

第8次 5月6日出発~5月15日帰着

被害家屋認定士派遣 2名 派遣場所:宮城県多賀城市

5月8日(日)出発~5月16日(月)帰着

給水隊 3名 派遣場所:岩手県陸前高田市

5月17日(火)出発~5月24日(火)帰着

6月10日(金)出発~6月17日(金)帰着

篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等及び被災者受入家庭補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、平成23年東日本大震災により、多大な被害が発生した被災者の生活不安を払拭し、生活の速やかな復興を図るため、篠山市内へ避難されている被災者の生活及び児童生徒等の就学機会の確保について、応急的かつ一時的に支援する生活支援金、移動費用支援金及び教育支援物品（以下「支援金等」という。）を交付すること、及び当該被災者の支援を行うホームステイ家庭に対し、その受入れに必要な費用の一部をホームステイ家庭補助金として交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災者 平成23年東日本大震災の影響を受け、生活の本拠となる住宅等から避難する必要がある者
- （2）転居 被災者が篠山市内の住宅に居住（本市住民宅に同居するものを除く。）すること。
- （3）ホームステイ 被災者が篠山市住民宅に同居すること。
- （4）生活必需品 食糧、衣料品その他生活に必要な物品
- （5）児童生徒等 被災者のうち、篠山市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校に通園通学する者
- （6）学校園生活用品 通園通学に際し、学校園が指定する制服、通学用かばん、体操服その他学校園生活において必要となる用品

（支給対象者）

第3条 支援金等の交付の対象となる者は、被災者で1か月以上篠山市内で避難生活を行うものとする。

- 2 ホームステイ家庭補助金の交付対象となる者は、被災者のホームステイ家庭で当該被災者の滞在日数が1か月以上のものとする。

（支援対象経費等）

第4条 支援金等の交付の対象となる経費は、被災者の生活のために必要となる生活必需品の購入に係る経費等とする。

- 2 ホームステイ家庭補助金の交付対象となる経費は、当該受入れに要する経費の一部とする。

（支援金等）

第5条 支援金等は、次に掲げる支援金等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 生活支援金

転居の場合 被災者の世帯1世帯につき5万円に当該世帯員の数に2万円を乗じて得た額を加算した額(15万円を限度とする。)

(2) 移動費用支援金 被災者1人につき実費相当額(3万円を限度とする。)

(3) 教育支援物品 児童生徒等1人につき別表に掲げる学校園生活用品(必要なものに限る。)

2 ホームステイ家庭補助金は、受入家庭に被災者1人につき1日千円とする。

3 第1項各号に掲げるもののほか、市長は、被災者に対し必要な支援を行うことができる。

(支給申請)

第6条 支援金等又はホームステイ家庭補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等交付申請書(様式第1号)又は篠山市東日本大震災被災者ホームステイ家庭補助金交付申請書(様式第2号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出するものとする。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請が適正であり、支援金等又ホームステイ家庭補助金を交付することが必要であると認めるときは、支援金等の交付を決定し、その旨を篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等交付決定通知書(様式第3号)又は篠山市東日本大震災被災者ホームステイ家庭補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の施行の際、現に篠山市内へ避難されている被災者について、この要綱に基づく支援金等の交付対象とする。

別表(第5条関係)

| 区分 | 学校園生活用品 | 区分 | 学校園生活用品 |
|----------------|--------------|----------------------|---------------|
| 特別支援学校幼稚園及び保育園 | 通園かばん | 特別支援学校・高等学校及び中学校 | 自転車 |
| | 道具箱 | | 通学かばん |
| | のり | | 制服(ブレザー) |
| | ハサミ | | 制服(ズボン) |
| | クレパス | | 制服(夏ズボン) |
| | 自由画帳 | | 制服(スカート) |
| | 粘土 | | 制服(夏スカート) |
| | 粘土ケース | | 長袖ポロシャツ(校章入り) |
| | 粘土板 | | 半袖ポロシャツ(校章入り) |
| | サインペン | | 雨合羽上下組 |
| | 絵の具 | | 女子レインコート |
| | 午睡用布団 | | 体操服(上衣) |
| | 上靴(シューズ) | | 体操服(ズボン) |
| | 制服 | | 体操服(半袖) |
| | 帽子(黄) | | 体操服(ハーフパンツ) |
| | 赤帽(たれつき) | | 体育館シューズ |
| 特別支援学校及小及び部 | ランドセル | その他、学校園長が最低限必要と認めるもの | |
| | 制服(上衣) | | |
| | 制服(ズボン) | | |
| | 制服(半ズボン) | | |
| | 制服(スカート) | | |
| | 制服(夏スカート) | | |
| | 体操服(トレシャツ)長袖 | | |
| | 体操服(トレシャツ)半袖 | | |
| | 体操服(クォーター) | | |
| | 体育館シューズ | | |

様式第1号（第6条関係）

東日本大震災被災者生活一時支援金等交付申請書

平成 年 月 日

篠山市長 酒井 隆明 様

氏名 _____

篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等及び被災者受入家庭補助金交付要綱に規定される被災者の生活及び児童生徒等の就学機会の確保について、応急的かつ一時的に支援する生活支援金、移動費用支援金及び教育支援物品（以下「支援金等」という。）の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定に基づき申請いたします。

記

1. 被災世帯の状況

- ・被災時の住所 _____
- ・被災世帯の代表者氏名 _____
- ・被災世帯の家族構成

| 氏名 | 続柄 | 性別 | 生年月日 | 特記事項 |
|----|-----|----|------|------|
| | 世帯主 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2. 被災の状況

様式第2号（第6条関係）

東日本大震災被災者ホームステイ家庭補助金交付申請書

平成 年 月 日

篠山市長 酒井 隆明 様

受入者氏名 _____

篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等及び被災者受入家庭補助金交付要綱に規定される被災者の支援を行うホームステイ家庭に対し、その受入れに必要な費用の一部をホームステイ家庭補助金として交付を受けたいので、同要綱第6条の規定に基づき申請いたします。

記

1. 被災者受入家庭の状況

- ・被災者受入家庭の住所 _____
- ・被災者受入家庭の代表者氏名 _____

2. 被災世帯の状況

- ・被災時の住所 _____
- ・被災世帯の代表者氏名 _____
- ・被災者の氏名等

| 氏名 | 性別 | 生年月日 | 特記事項 |
|----|----|------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2. 被災の状況

3 . 避難場所の状況

・ ホームステイの有無 有 ・ 無

・ 避難場所の住所

・ 避難場所の名称

4 . 学校園生活用品の支給（別表）

・ 学校園生活用品の支給 希望する ・ 希望しない

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日
号

東日本大震災被災者生活一時支援金等交付決定通知書

様

篠山市長 酒井 隆明 印

平成 年 月 日付けで申請のありました東日本大震災被災者生活一時支援金等については、下記のとおり交付することに決定しましたので篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等及び被災者受入家庭補助金交付要綱に基づき通知します。

記

1. 交付する支援金の内容

| | |
|-----------------|---|
| 生活支援金 | 円 |
| 加算支援金 | 円 |
| （世帯員数に2万円を乗じた額） | |
| 移動費用支援金 | 円 |
| 申請者が希望する学校園生活用品 | |

2. 支援金等交付の趣旨

この支援金等は、平成23年東日本大震災により、多大な被害が発生した被災者の生活不安を払拭し、生活の速やかな復興を図るため、篠山市内へ避難されている被災者の生活及び児童生徒等の就学機会の確保について、応急的かつ一時的に支援することを目的に交付するものです。

篠山市は、一日も早くあなた様の生活基盤が確立することを応援していきます。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

東日本大震災被災者ホームステイ家庭補助金交付決定通知書

様

篠山市長 酒井 隆明 印

平成 年 月 日付けで申請のありました東日本大震災被災者ホームステイ家庭補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので篠山市東日本大震災被災者生活一時支援金等及び被災者受入家庭補助金交付要綱に基づき通知します。

記

1. 交付する補助金の内容

ホームステイ家庭補助金 円
(1人1日千円)

2. 支援金等交付の趣旨

この支援金等は、平成23年東日本大震災により、多大な被害が発生した被災者の生活不安を払拭し、生活の速やかな復興を図るため、篠山市内へ避難されている被災者の支援を行うホームステイ家庭に対し、その受入れに必要な費用の一部をホームステイ家庭補助金として交付するものです。

篠山市は、一日も早くあなた様の生活基盤が確立することを応援しています。

(案)

資料-

篠山市東日本大震災復旧復興を支援する 市民ネットワークの開催

1. とき 平成23年5月9日(月) 午後2時～4時
2. ところ 市役所 第2庁舎 301・302会議室
3. 開催内容
 1. 篠山市が実施してきた支援内容の報告
 2. 団体等が行っている支援活動報告
 3. 今後の支援のあり方に関する意見交換会
4. 開催に当たって
 - メンバーの募集
災害支援活動しようとしている団体に参加を募る。また、ほかにも新聞、ホームページで掲載し参加者を募る。
 - ネットワークの進め方
総務部長(又は次長)が、座長となり、各団体や個人の支援活動に関する情報交換・意見の調整を行う。
 - 開催回数
随時開催する。
 - その他
社会福祉協議会・市民プラザなどにもメンバーに加わってもらおう。
5. 事務局 篠山市総務部総務課

篠山市長・東日本大震災被災地訪問日程（案）

| 年月日（曜） | 行 程 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成23年5月2日(月) | <p>6:35 7:53 10:30 10:40 13:24 13.6km 篠山 —— 新大阪 —— 東京 —— 仙台（レンタカー） ——</p> <p>14:30 15:30 17:00 多賀城市役所 —— 被災地・避難所訪問 —— 仙台（泊）</p> |
| 平成23年5月3日(火) | <p>7:30 8:30 107.8km 仙台 —— 東北自動車道・泉IC —— 若柳金城IC ——</p> <p>10:30 12:00 15:59 南三陸町役場 —— 被災地・避難所訪問 —— 仙台 ——</p> <p>18:08 18:20 20:56 22:11 — 東京 —— 新大阪 —— 篠山</p> |

多賀城市役所 市長：菊地 健次郎
 人口：62,289人 世帯数：24,540世帯
 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1-1
 電話：022-368-1141（代表）

南三陸町役場 町長：佐藤 仁
 人口：17,666人 世帯数：5,362世帯
 〒986-0792 宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入77番地
 電話：0226-46-2600 F A X：0226-46-5348

（平成23年4月26日・秘書課作成）